

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和7年2月13日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和7年2月13日（木）

午後4時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第1号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

報告第2号 さいたま市教職員の人事について

【非公開案件】

3 閉 会

報告第1号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和7年2月13日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時
代理する。

令和7年1月17日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

別紙

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第１０条　〔略〕 ２　委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難であるときを除き、第８条第２項及び前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　〔略〕 ４　前３項の規定は、第１８条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第１項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるも	（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第１０条　〔略〕 ２　委員会は、<u>３歳に満たない子</u>のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難であるときを除き、第８条第２項及び前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　〔略〕 ４　前３項の規定は、第１８条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第１項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるも

のが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

のが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 提案理由

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 時間外勤務の免除の対象の拡大（第10条関係）
- ・ 時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）の免除を申請できる教職員を、3歳未満の子を養育する教職員から、小学校就学前の子を養育する教職員に改めるもの。

（施行期日） 令和7年4月1日

3 根拠となる法令

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）

令和6年5月31日公布 令和7年4月1日等施行

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 を改正する条例の制定について（概要）

1 経緯

男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正（令和6年5月31日公布）され、地方公務員においては、時間外勤務の免除の対象が拡大されることとなった。

2 改正の概要

- ・ 時間外勤務の免除の対象の拡大（第10条関係）

時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）の免除を申請できる教職員を、3歳未満の子を養育する教職員から、小学校就学前の子を養育する教職員に改めるもの。

3 施行期日

令和7年4月1日